

# 福岡県公報

平成30年9月25日  
第4029号

## 目次

### 告示 (第787号・第788号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (介護保険課) …………… 2
- 指定居宅介護支援事業者の廃止 (介護保険課) …………… 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定 (介護保険課) …………… 3
- 指定介護予防サービス事業者の廃止 (介護保険課) …………… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 4

## 告示

### 福岡県告示第787号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	福岡筑紫野線	前	筑紫野市大字立明寺552番1先から 筑紫野市大字立明寺553番1先まで	19.8 ～ 23.7	22.9
那珂	県道	福岡筑紫野線	後	筑紫野市大字立明寺552番1先から 筑紫野市大字立明寺553番1先まで	19.8 ～ 23.7	22.9

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
林テレンプ株式会社	愛知県名古屋市中区上 前津一丁目4番5号	平成30年8月31日	平成33年8月30日 まで

### 福岡県告示第788号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年9月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	福岡筑紫野線	筑紫野市大字立明寺552番1先から 筑紫野市大字立明寺553番1先まで

## 公告

### 公告

総合特別区域法 (平成23年法律第81号) 第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則 (平成23年内閣府令第39号) 第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
林テレンプ株式会社	愛知県名古屋市中区上 前津一丁目4番5号	平成30年8月31日	平成33年8月30日 まで

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定をしたので、同法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
訪問介護	4072801428	訪問介護サービス あき 中間市池田一丁目21-5	株式会社あき	H30. 8. 1
〃	4075400541	ヘルパーステーション山桃 鞍手郡鞍手町中山2396番1号	株式会社リーベ介護サービス	H30. 9. 1
訪問看護	4067590192	いちご訪問看護 行橋市中央一丁目7番41号	株式会社 I B U K I	H30. 9. 1
訪問リハビリテーション	4078700780	寿苑訪問リハビリテーション ほたる みやま市瀬高町坂田91-1	医療法人 幸明会	H30. 8. 1
通所介護	4072301502	ピュア陽だまりの里 八女市本2575番地1	社会福祉法人 明和会	H30. 8. 1
〃	4072500731	木の香園生活支援センター 大川市下林433-1	社会福祉法人 大川市福祉会	H30. 8. 1
〃	4072801402	通所介護 あずき 中間市池田一丁目21-5	株式会社あき	H30. 8. 1
〃	4072801410	デイサービス 野の花 中間市通谷六丁目21番10号	株式会社フレアールミキ	H30. 8. 1

〃	4072601844	さわやかリハビリデイサービスゆくはし 行橋市北泉三丁目11-4	株式会社さわやか倶楽部	H30. 9. 1
〃	4073401376	あくらすJサロン 太宰府市観世音寺一丁目16-31	株式会社誠心	H30. 9. 1
短期入所生活介護	4076700428	共生型短期入所事業所菊池園 朝倉郡筑前町山隈1607番地の11	社会福祉法人菊池園	H30. 9. 1

## 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のように公告する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
訪問介護	4073401202	愛真ヘルパーステーション 太宰府市朱雀三丁目7番41-101号	株式会社まつしん	H30. 8. 1
〃	4077800185	訪問介護 カトレア 田川郡赤村内田52番地	株式会社カトレア	H30. 8.10
〃	4073200612	ホット・オアシス大野城 大野城市東大利二丁目1-10	有限会社ホット・オアシス	H30. 8.31
〃	4073301097	ヘルパーステーション湊の杜 宗像市神湊411	株式会社ワイエムサービス	H30. 8.31

〃	4073600688	ヘルパーステーションゆたか 古賀市舞の里五丁目29番2号	株式会社サンクスウェイ	H30. 8.31
〃	4073600787	訪問介護タクシーどい株式会社 古賀市日吉一丁目27番24号	訪問介護タクシーどい株式会社	H30. 8.31
〃	4077300012	J Aにじヘルパーステーション うきは市吉井町八和田876-1	にじ農業協同組合	H30. 8.31
〃	4072100045	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会嘉麻南訪問介護事業所 嘉麻市上山田502番地6	社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会	H30. 8.31
〃	4074100357	ヘルパーステーションやまもの実 糟屋郡須恵町上須恵235番地	株式会社さんぽ	H30. 8.31
〃	4071901807	田川支援センターおあしす 訪問介護事業部 田川郡福智町伊方4108-1	社会福祉法人 豊徳会	H30. 8.31
訪問看護	4066190085	あおぞらの里 水巻訪問看護ステーション 遠賀郡水巻町頃末北二丁目10番1号106号室	株式会社シダー	H30. 8.29
通所介護	4079700169	鶴亀の里デイサービスセンター 田川郡福智町赤池528番地1	有限会社鶴亀の里デイサービス	H30. 8.31

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定をしたので、同法第115条の10第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	指定年月日
介護予防訪問看護	4067590192	いちご訪問看護 行橋市中央一丁目7番41号	株式会社IBUKI	H30. 9. 1
介護予防訪問リハビリテーション	4078700780	寿苑訪問リハビリテーション ほたる みやま市瀬高町坂田91-1	医療法人 幸明会	H30. 8. 1
介護予防短期入所生活介護	4076700428	共生型短期入所事業所菊池園 朝倉郡筑前町山隈1607番地の11	社会福祉法人菊池園	H30. 9. 1

### 公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の23の規定により、次のように公告する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称	廃止年月日
介護予防訪問看護	4066190085	あおぞらの里 水巻訪問看護ステーション 遠賀郡水巻町頃末北二丁目10番1号106号室	株式会社シダー	H30. 8.29

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市伊岐須字井出浦 1 番27及び 1 番392から 1 番418まで並びに字台ノ下78番 4 及び78番20から78番34まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市仁保232番地 7

高栄土地開発株式会社

代表取締役 縄手 鈴枝

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年9月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成30年9月12日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
S. スタイル	糟屋郡篠栗町津波黒 324 - 6	純浦 義嗣	平成 28 年 7 月 14 日 福岡県知事許可（般 - 28） 第 109743 号

3 処分の内容

とび・土工・コンクリート工事に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

S. スタイルの代表者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当することが認められる。

このことは、建設業法第8条第9号に規定する欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に規定する許可の取消事由に該当する。